

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成24年7月5日(木曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 3 時 13 分
出席委員	眞継 酒井 苗村 山本 竹田 吉田 中澤 明田 立花		
理事者 出席者			
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 開議

2 行政視察について

<眞継委員長>

行政視察の振り返りと今後の委員会の取り組みを協議したい。各委員から視察のまとめ等を説明いただくとともに、本市施策にどのような形で反映できるか、また、本市施策をどのような方向で進めていくべきかの視点を持って意見をいただきたい。

<全員了>

(1) 三浦市立病院について(地域医療科の取り組み、経営健全化の取り組み)

<明田委員>

三浦市は本市に比して自治体としての規模は小さいが、市立病院の売り上げは本市を上回る。地域医療情報センターとしての役割、診療科の課題等、本市市立病院も役割を検討しなければならない。視察内容の本市への反映はこれから考えたい。

<中澤委員>

訪問診療について、終末期医療、かかりつけ医の課題等、介護の問題も含めて今後ますます重要である。直接本市への導入は難しいであろうが、姿勢として学ぶべき部分はある。経営健全化について民間経験者等の登用があった。本市市立病院も開設以来10年近くが経過するなかで、第三者機関、有識者等により、病院のあり方を根本的に見直すことも検討してはどうかと感じた。

<吉田委員>

本市市立病院では地域医療情報センターが開設され在宅医の紹介が始まり、地域の医院と連携する役割が生じてくる。地域の医師を紹介する機能を持つならば、民間病院との線引きに明確さを増し、公立病院としてのあり方の検討が必要。経営面ではプロパー職員や、病院事業に長期携わる事務職員があり、医師との連携ができていたように感じた。単純に黒字化を目指すことが公立病院の意義とは思えない。三浦市立病院は公立病院としての方向性をしっかり定めている。本市市立病院も経営改善のみでなく、公立病院としてのあり方をしっかりと定めるべきである。

<竹田委員>

基本的には医師の確保が最重要。三浦市立病院の地域医療科にしても、対応する医師が確保できなければ実現していない。本市市立病院が診療科の充実等の一層の経営改善に取り組むにしても、医業に関しては医師が必要であり三浦市の取り組みをそのまま当てはめることは困難である。24時間対応可能な訪問診療等は医師の意思による部分が多いのではないかと感じた。医師の報酬を増額しても対応する医師が確保できるとは思えない。三浦市立病院は50年程度の歴史を有し、地域の中核的な病院として根付いているのではないかと感じた。本市市立病院とは状況が異なると感じるが、公立病院として地域医療連携の中で、なんとか対応できる部分が出てくる可能性もあるのではないかと感じた。

<立花委員>

在宅医療等は医師会との連携が重要で市立病院のみで対応できるものではない。医師会と共に本市で必要とされる部分を明確にしていく必要がある。経営面では病院事業のどの部分が課題であるかの分析が必要。そのまま取り入れられるものでない。本市の課題を明確にすべきである。

<苗村委員>

地域医療については地域と共に、本市で将来どのような医療が必要か等の構想を検討する必要がある。介護分野にも関わるが地域包括ケア、地域での高齢者の在宅医療等が課題となっており、市立病院の関わり方も検討が必要。経営面ではユニークな取り組みも見られたが、本体の医業部門で医師確保の課題等があるとのことである。やはり医師確保である。苦労しないで確保した医師は質に課題があるとも聞いた。本市でも府立医大への要請のみではなく、幅広く医師確保に取り組むべき。また、無料送迎バスは140万円/年で実現可能とのこと、本市でも検討できるのではないかと感じた。

<山本委員>

医師あってこそその地域医療科等の取り組みである。本市ではかかりつけ医による在宅医療が始まったところであり、三浦市立病院の事業を直ちに取り入れることは難しいが今後の課題であろう。経営面については三浦市立病院の取り組みを本市市立病院へ情報提供したい。

<酒井副委員長>

地域のニーズを把握し病院としてのミッションを明確にしている点が重要。個別の取り組みを本市に導入するというだけでなく、地域における病院の存在意義を見出す必要がある。ニーズの把握は重要。本市市立病院の改革プラン策定時の議論を見ても、南丹医療圏における本市市立病院の意義が今一つ明確でなかったと感じた。

(2) 和光市：介護予防事業の取り組みについて

<明田委員>

座学による担当職員の講義からは取り組みの充実度合と職務にかける情熱を感じた。しかし、事業現場を見るに突出した部分はさほど感じなかった。プロパー職員の必要性は感じた。

<中澤委員>

高度な内容であり理解するのに苦労した。和光市はまちづくり、地方分権推進の最たるものとして介護予防事業と位置付けているとのことであった。地域の実態を把握し、地域にあった方法で解決を図る。予算における民生費の割合も高い。そのような条件がカリスマ的な職員を生み出す土壌となったのであろう。事業推

進には、担当する職員の熱意、力量、市の体制、理論等が揃わなければ難しいが、和光市における介護予防事業は、必要な条件を揃えることができた結果であると感じた。

< 吉田委員 >

地域ニーズの把握に注力している点に感心した。また、保険者である市の意思を、事業者、利用者等で浸透させていく部分も重要であった。同じ事業を本市で行う必要はない。本市は本市のニーズを把握し、介護事業に関する市の方針を、事業者、利用者に広めることが大切。事務職員からすれば介護部門の職は敬遠される分野かもしれないが、重要な仕事を担っていると自覚できるためにも、市職員も同じく視察を行っていただきたい。ただし、議員の視察と職員の視察では、説明内容が相違する場合もあるようなことも聞いたので、委員会と同行が望ましい。

< 竹田委員 >

視察後、別の会場で和光市の担当職員の話聞いた。視察内容と同等の内容であった。ニーズ調査は本市でも行っておりデータの集積もある。しかしその活用については十分でないように考える。本市に限らないが概ね事業者が細かな地域のニーズに対応するようなメニューを組んでいるのが現状であろう。行政と民間の役割分担、システムづくりがされているように感じた。和光市は介護予防事業については過去からの取組実績があり、それが現在の制度の中でのスムーズな運営に繋がっていると考える。他市では介護度が下がれば利用できるサービスが減ることから市民から不満が出る。本来は逆であり、それだけ自立して生活できる機能が回復したことになる。このことを市民に理解してもらうのがなかなか難しい。和光市の長年にわたる取組と、本市との状況の違いを踏まえつつも行政が担う役割と民間が担う役割等を明確にしていくべく検討すべきであろう。

< 立花委員 >

国の方針は介護を在宅に返すことである。それを先取りした和光市の事業であり、全国モデルケースと感じる。要支援、要介護1等を介護保険から取り除くことが国の方針。和光市の高齢者福祉計画を見ると、施設入所者は本市の1/4程度で待機者の課題もある。現地視察した高専賃は介護産業の最先端。しかし、所得の高い者しか入所できない。特定の社会階層を狙った特異な例と感じた。市として全体像をつかむため、地域ニーズの調査をしっかりとされている点は評価できる。視察は高齢者全体の状況を把握して行うべきで、介護予防事業のみの視察では不十分。単純に本市と比較はできない。本市は市域が広いことから一定の施設を整備する必要があると考える。

< 苗村委員 >

国が和光市をモデルに地域包括ケアの制度を整備したのである。予防に注力し、介護保険でも常に自立を目指している。介護認定が軽くなれば「卒業」として市民が喜ぶとのことであるが、それは卒業後の受け入れ先が地域密着型の老人福祉センターとして存在するからである。本市では介護認定が軽くなれば行くところがなくなるのである。また、介護保険サービスや住宅改修などに対するいわゆる上乘せ・横だしが充実していることが特徴。本市ではほとんどない。特養は1箇所しかなく待機者は100人超。全ての人々が在宅で対応できるとは思えず、一定の施設整備は必要と感じる。しかし、全体として優れた取り組みであり、地域分権との言葉もあったが、本市でも積極的に取り組むべきである。

< 山本委員 >

日常生活圏ニーズ調査について郵送で未回収な対象者にも、民生委員や介護サポ

ーターの訪問により丁寧な回収に取り組まれている。そのことが地域ニーズの把握と地域にあった対応の基になっているのであろう。介護認定が軽くなることが喜ばしいことであると受け止められており、それが介護保険料の抑制にも反映しているようである。また、介護予防事業の事業効果について検証の取り組みも重要。

<酒井副委員長>

ニーズ調査により地域の課題を把握している。地域独自の取り組みを行うにはマーケティングが重要。介護保険の本質を理解しておられ、保険者としての考えが、事業者、利用者に周知されていることが特徴的。法で規定する国民の努力義務についても周知されており、だからこそ介護度が下がることを理解されていると考える。サービスが多く使えることよりも元気でいられることが大切。本市でもそのようなパラダイムの転換ができればと考える。市職員とともに視察できればよかったと感じた。

(3) 豊島区：子どもの権利に関する条例について

<明田委員>

豊島区は都会でありそのような環境で家庭生活、市民生活が成り立つのか疑問を持っていた。行政組織として子ども家庭部が設置されているが、設置する必要性が生じる環境が当地ではあると考える。条例が制定された背景には時代の変化、都会ならでは事情等もあるであろう。虐待については全国的な課題。行政として正しく子供を育てる方法を検討する必要があるであろう。

<中澤委員>

青少年の社会性の欠落、自立が遅れている等の様々な課題がある。しっかりとした子どもを育てるために役割分担をしながら進めていかななくてはならないが、なかなか難しい。虐待や養育放棄等の個別の対策でなく、子ども全体からの発想で取り組まれた条例であろう。セーフコミュニティの一つの位置付けでもあるのではないかと考える。全国的にも取り組みは広がる内容と考える。人権の視点から平和人権対策特別委員会で取り組むことも考えられる。

<吉田委員>

本常任委員会で取り組むべきではないか。条例の前文や法令文としての表現の手法等は賛成できない。本市でも条例の制定を検討することになっているが、豊島区のような条例になることは感心できない。まちづくりに子どもの視点を取り入れるという点は参考になる。子どものころから、まちづくりに参画する。意見を表明する場を与えられていて、それが実現することもある。そのような経験がこれからのまちづくりを担う市民の育成に繋がるのではないかと考える。この視点からの「子ども会議」等の設置は検討に値する。形だけの条例では意味がない。執行機関が検討している条例の目的はなにか。子どもの意見表明の場、意見のまちづくりへの反映、将来のまちづくりに参画する市民となるための人格形成等を含めた、施策、条例が検討できればと考える。条例制定は別として、本委員会で子どもがまちづくりに関わる視点について検討していければと考える。

<竹田委員>

豊島区では条例制定時に意見が分かれ議会では全員賛成とはならなかったようであり、その点は留意する必要があると考える。都会であるので地域性から子どもに係る課題もあるのではないかと推測する。子どもの権利擁護委員として弁護士と臨床心理士が充てられているが、専門的な知識を有する者の需要があるからである

う。臨床心理士等は発達障害の関係とも関わるようであり、子ども権利条例をもとに配置された職員がその他の分野にも有機的に関わるような運用体制があるように感じた。条例制定後の広がりもあると考えるが、本市で行う場合に条例制定時に議会で賛否が分かれた点は十分検討する必要がある。

<立花委員>

児童の権利条約の精神を反映した条例であるべきであろう。都会である地域性から条例の必要があったのであろう。条約の精神をもとに本市での条例を検討することについて、実際に条例を制定するかは別としてその理念等を検討してもいい。

<苗村委員>

理念だけの条例とも思ったがそうではない。幼保～高校まで一貫して施策が存在する。中高生対象のセンターが2か所、都会であるので施策の必要があったのかもしれないが。障害児の学童保育、中学校までの医療費助成等、具体的な施策で先進的な部分がある。条例理念の具体化、施策が重要と考える。保育所の待機児童が161人、国は公立保育所縮小の方向であるが、認可保育所の増設が計画されており施策化されている。子ども家庭支援センターについては、まず本市の子育て支援センターの取り組みを知る必要がある。本市でも様々に取り組みされているはずである。本市では庁舎に児童相談員が配置されているが、相談窓口を様々な場所に開設し、間口を広げる必要性を感じた。

<山本委員>

条例について、何らかの規制を設ける場合には根拠と成り得るが個別施策を実施するためには必ずしも必要でないとのことである。基本的には個々の施策として取り組むべきではと感じた。子どもの権利擁護委員、子ども会議等も条例で定める必要はないのではないかと感じた。条例に拘らず、本市でできる取り組みを委員会で検討して提言してはどうかとも考える。

<酒井副委員長>

取り組まれて施策は必ずしも条例規定を必要としないと感じた。本市の次世代育成行動計画についても、豊島区のものとは遜色ないと感じた。子ども家庭支援センターの取組についても条例と直接関係するものでない。本市の課題を見極め、児童の権利条約と本市の実情のギャップを埋める施策を、実効性ある形で実施できるならば条例の形式に拘らず検討する価値はある。

～ 14 : 38

<休憩 14 : 38 ~ 14 : 45 >

<眞継委員長>

委員の意見について共通する部分等をまとめると、

三浦市立病院について（地域医療科の取り組み、経営健全化の取り組み）

公立病院としての姿勢、経営健全化に取り組むポリシー、地域ニーズの把握等

和光市：介護予防事業の取り組みについて

担当職員の意欲、地域ニーズの捉え方とその実現（調査、マーケティング）、保険者の意思を事業者と共有し地域に展開することが独自の取り組みに繋がる

豊島区：子どもの権利に関する条例について

条約及び豊島区の地域事情が条例を必要とした、本市の考え方を整理、条例でな

く個別施策でも対応可能

である。

視察は本市施策に資することが目的である。本委員会として施策に反映するため、どのような方向で取り組むべきか。意見は。

<立花委員>

子ども権利条例については性格が違う。別の機会に議論を。

市立病院及び介護予防については、本市のあり方を考える必要がある。懇談形式で執行部に対し、各委員が考えるところを問う、示唆するのはどうか。

<明田委員>

各委員が視察内容を自身の糧とし、今後の議会活動の中で生かしていくべき。

<苗村委員>

委員会の行政視察の報告書を執行部は見していない。議会で取り上げるか、個別に情報提供等を行わなくては執行部の反応はない。和光市の介護予防事業について個人的に担当課長と話をした。本市でも取り入れられる部分等について、懇談形式等の率直に意見交換できる場が望ましいと感じる。全ての視察項目について意見交換する必要はないが、今回の病院事業と介護予防事業については執行部との懇談を望む。

<吉田委員>

執行部との懇談には賛成。視察内容が望ましいものであった場合は執行部と情報共有すべき。市立病院であれば公立病院としての役割の明確化について共に検討したい。介護予防についても地域ニーズの把握、反映と保険者としての考え方等、また担当職員の意識向上も含め、執行部とともに検討したい。子どもの権利条例については、条例制定自体が目的ではない。児童の権利条約について委員会で学習し、現状と比較し、法で足りない部分は本市条例として補完していくことも考えられる。条例の目的とその成果等を委員会で検討する必要がある。委員会の視察は委員会として成果を出していく必要がある。まずは執行部との懇談を。

<苗村委員>

子ども権利条例について、豊島区においてはそもそも青少年問題協議会への諮問と答申がきっかけである。必要と感じる者が働きかけを行う必要があるのではないか。議会主導ではなく、それら関係者と共通認識を持つ場が必要ではないか。条例を作るために委員会で検討しても市民を巻き込んだ取り組みとすることが可能か疑問である。

<吉田委員>

条例を作ることが目的ではない。施策のヒントになると考え、委員会で勉強したい。委員会が取り組んでいる状況が伝われば市民の動きも現れるかもしれない。個人的には子ども会議、子どもが意見を表す場等の設定に関心を持っている。

<眞継委員長>

次回委員会では執行部との意見交換を行う。問い質す場ではなく意見交換とする。委員会で視察した内容は執行部に情報提供すべきである。また、執行部に情報提供することだけで議会の役割が果たされるわけではない。執行部の取り組み方針とは別に議会として取り組まなければならないことが生じることもある。委員会で検討する必要もあろう。執行部との意見交換と共に、委員会としての取り組みも検討しなければならない。今回の視察では子ども権利条例が委員会で取り組むべきことになるのか。委員会で検討することが必要。

<中澤委員>

理想を言えば視察前に本市の状況を把握しておき、視察後に委員会で話し合うべき

であろう。意見交換するならば事前に執行部に視察の内容を知らしておく必要がある。

< 眞継委員長 >

委員長において対応する。

3 その他

< 眞継委員長 >

次回委員会は8月10日(金)午後1時30分から、病院事業と介護予防事業の委員会視察について、執行部との意見交換等を行う。

< 全員了 >

< 酒井副委員長 >

委員会として取り組むテーマが決定したので月2回開催することはどうか。視察内容に対する委員会としての取り組み方針の協議、検討のため、8月下旬に開催してはどうか。

< 眞継委員長 >

今回は執行部と意見交換することで決定した。今後委員会で実質的に進めていけば月1回開催のペースでは対応できないであろう。次回委員会までに今後の進め方等も含め委員長において検討する。

< 眞継委員長 >

事務局から連絡等あるか。

< 事務局 >

委員会の視察報告は議長に行っているものであり、基本的に執行部は関与しないものである。また、本委員会としては視察項目について、施策として具体的に進めていく方向は決定されておらないので、次回委員会の意見交換は、各委員個別の意見をもとにして行うことになる。

< 眞継委員長 >

施策についての具体的な方向は委員会として決定していない。委員会として方向を決定する前の段階の方が、執行部も意見を言いやすいと考えるのでそのようにする。

< 全員了 >

散会 ~ 15 : 13